

第Ⅱ期クリーンセンターかしはら
長期包括運営委託事業

実 施 方 針

令和5年 1月

檜 原 市

目 次

I	事業概要に関する事項	1
1	事業内容	1
2	受注者が実施する業務の範囲	5
3	市が実施する業務の範囲	12
II	民間事業者の募集及び選定に関する事項	15
1	募集及び選定スケジュール（予定）	15
2	応募者の参加資格要件等	15
3	応募者の審査及び事業者の選定	18
4	応募に係る提出書類	18
5	応募者に対する情報等の提供	19
6	落札後の手続き	19
7	著作権	20
III	受注者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	21
1	想定されるサービスの水準・仕様	21
2	想定されるリスク及び分担	21
3	市による事業の実施状況の監視	21
IV	事業実施計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項	23
V	事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項	24
1	基本的な考え方	24
2	契約保証金等	24
VI	その他事業の実施に関し必要な事項	25
1	実施方針に関する意見・質問の受付	25
2	実施方針に関する意見・質問への回答	25
3	実施方針の変更	25
	(添付資料)	
	添付資料①	26
	添付資料②	27
	添付資料③	30

橿原市（以下「市」という。）は、クリーンセンターかしはら（以下「本件施設」という。）において、第Ⅱ期クリーンセンターかしはら長期包括運営委託事業（以下「本事業」という。）を実施する。本実施方針は、本事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、市の方針を定めるものである。

I 事業概要に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名

第Ⅱ期クリーンセンターかしはら長期包括運営委託事業

(2) 施設の概要

施設名称	クリーンセンターかしはら（ごみ焼却処理施設）
所在地	奈良県橿原市川西町 1038-2
都市計画	用途地域 指定なし その他都市施設（ごみ処理場）他 区域区分 景観保全地区（奈良県自然環境保全条例） 防火地域 指定無し
敷地面積	23,031.12 m ² ＋進入路等
建築面積	クリーンセンターかしはら （環境施設課 所管） 6,776.04 m ²
延床面積	クリーンセンターかしはら （環境施設課 所管） 17,529.10 m ²
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地上4階・地下3階・塔屋1階
竣工年月	平成15年9月（1期竣工） 平成17年3月（2期竣工）
設計・施工	株式会社タクマ

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本件施設は「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項」の規定による、再生可能エネルギー発電設備の認定施設となる。 ・本件施設は灰溶融炉が設置されているが、当該施設の維持管理については対象外となる。 ・本件施設敷地内（以下「本件敷地内」という。）に所在する収集業務課（別棟）へ熱供給（温水等）及び電力供給を行っている。 ・隣接する市の余熱利用施設「シルクの杜」へ熱供給（温水媒体）を行っている。 ・本件施設は、「エネルギー管理指定工場」には該当しない。 ・本件施設は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の2及び3の3の規定による防火対象物に該当する。 ・「橿原市上下水道部」及び「大和高田市上下水道部お客様センター」が、本件施設内で執務を行っている。
-----	---

※「その他建築付帯設備」とは、本件施設に付帯する照明、通信、換気、空調、エレベーター、消防、防犯・防災、電気、給排水、自動開閉扉、事務室、会議室、研修室、居室、浴室、トイレ等の設備及び備え付けの機器をいう。ただし、部屋を使用するにあたり使用者が自ら設置したものは除く。

（3） 施設の管理者

橿原市長 亀田 忠彦

（4） 事業目的

本事業は、本件施設に搬入される一般廃棄物を効率的かつ適正に処理することを目的とする。

（5） 事業概要

本事業は、収集ごみ、持込ごみ、許可ごみ、他市ごみ及び粗大ごみの破碎可燃残渣等の処理を行うため、本件施設の運営維持管理業務等を実施する事業者として選定された単体企業又は応募グループ（以下「落札者」という。）によって設立された特別目的会社（本事業を実施することのみを目的として設立された会社）で市と事業契約に至った事業者（以下「受注者」という。）に、本件施設の運転、ユーティリティの確保、日常点検、定期点検、部品等の調達、補修（機器単体の修繕及び定期修繕）等（以下「運営維持管理業務」という。）を委託するものである。

市は、受注者が運営維持管理業務を行う期間（以下「運営期間」という。）にわたって本件施設を所有し、受注者は、本件施設を運営維持管理する。受注者は、本件施設の運営維持管理業務に必要な調達を自ら行うが、本件施設の設計・施工企業（吸収分

割により事業承継した企業を含む。以下「施工企業」という。)からの調達が必要となる部品(以下「特定部品」という。)の調達に際して協力を求めることができ、その詳細は市と施工企業が取り交わす協定書に基づく。

落札者及び受注者は、令和5年度現在で本件施設の運営維持管理業務を実施している事業者(以下「既存運営維持管理事業者」という。)及び市から円滑に業務を引継ぐために必要な準備を行う期間(以下「事業準備期間」という。)にて、既存運営維持管理事業者等からの引継ぎを行う。また、受注者が本件施設にかかる募集要項の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合、これら乖離に基づく費用負担等を市へ請求できる期間(以下「乖離請求期間」という。)を設定する。

【ごみ呼称の定義】

収集ごみ：市が収集する可燃ごみ

持込ごみ：市及び市民が直接搬入する可燃ごみ、並びに事業活動に伴う一般廃棄物のうち直接搬入される可燃ごみ

許可ごみ：市の許可業者が搬入する可燃ごみ

他市ごみ：他自治体から処理の依頼を受けて市が搬入を認めた可燃ごみ

本件廃棄物：収集ごみ、持込ごみ、許可ごみ、他市ごみ及び粗大ごみの破碎可燃残渣等を含めたもの

処理対象物：本件廃棄物から処理不適物を除いたもの

処理不適物：本件施設で処理を行うことが困難又は不相当と判断される廃棄物

① 事業期間等

落札者による準備期間、事業準備期間、乖離請求期間、運営期間及び事業期間は、次のとおりとする。

- ・落札者による準備期間：基本協定締結日から事業契約締結日の前日まで
- ・事業準備期間：事業契約締結日から令和6年3月31日まで
- ・乖離請求期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- ・運営期間：令和6年4月1日から令和20年3月31日まで 14年間
- ・事業期間：事業契約締結日から令和20年3月31日まで

② 契約の形態

市は、落札者によって設立された特別目的会社と本件施設の運営維持管理業務に関して、事業契約を締結する。

③ 協定書の締結

市は、施工企業と特定部品の供給等に関する協定書を締結する。なお、協定書については、入札公告後に閲覧できるようにする。

(6) 関連法令等の遵守

受注者は、本事業の実施にあたり、本件施設の運営維持管理業務に係る関連法令等を遵守すること。

(7) 事業スケジュール（予定）

本事業に関する主要なスケジュールは、以下を予定している。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ① 入札公告 | 令和5年 5月 下旬 |
| ② 事業者の選定、落札者の決定 | 令和5年 5月～11月 |
| ④ 基本協定締結 | 令和5年 12月 |
| ⑤ 特別目的会社の設立 | 令和5年 12月～令和6年 2月 |
| ⑥ 事業契約締結 | 令和6年 2月 |
| ⑦ 事業準備期間 | 事業契約締結日～令和6年 3月 31日 |
| ⑧ 運営維持管理業務の開始 | 令和6年 4月 1日 |
| ⑨ 契約終了 | 令和20年 3月 31日 |

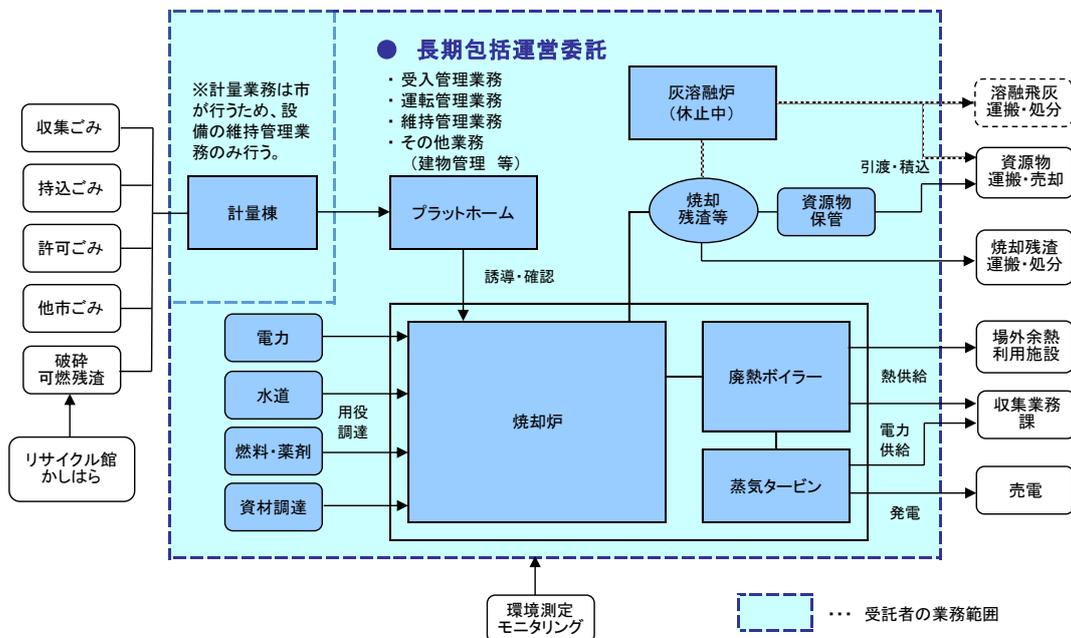
2 受注者が実施する業務の範囲

受注者が実施する主な業務は、次のとおりである。

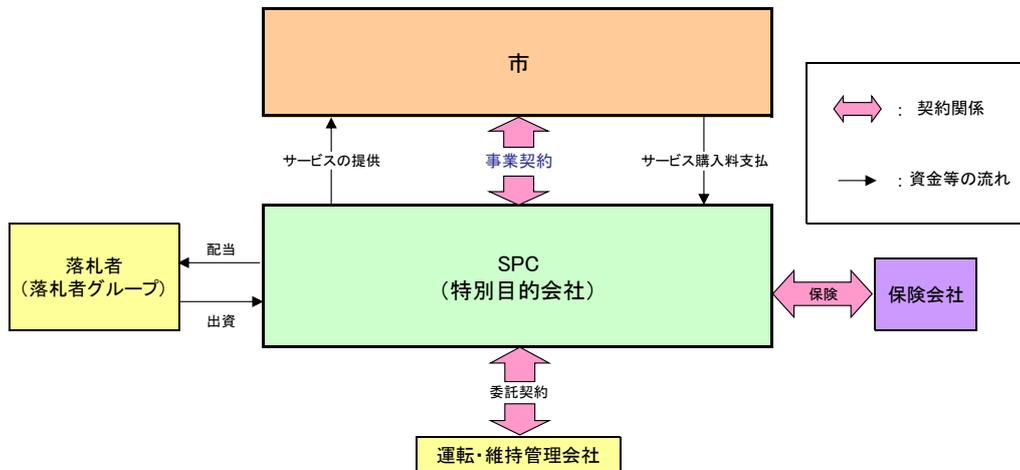
(1) 受注者が実施する主な業務の範囲

本事業において受注者が実施する業務範囲は次のとおりである。

図表1 受注者の業務範囲<施設部分>



図表2 事業スキーム<契約体系>



(2) 受注者が実施する業務内容

市と受注者との業務内容の区分の概要は下表のとおりである。詳細については別に定める。

項目	内容	市	受注者
搬入受付管理業務	収集ごみの搬入	○	
	受付業務	○	
		○	
料金徴収	○		
受入管理業務	プラットフォーム業務		○
		○	○
	○	△※1	
ごみクレーン操作			○
運転管理業務	運転管理計画の策定		○
			○
			○
	適正運転		○
	用役利用計画の作成		○
	用役の調達		○
		○	
余熱利用計画		○	

項目	内容	市	受注者	
運転管理業務	発電	発電計画を作成し、余熱を利用して発電を行う。		○
	売電収入	電力及び電力価値の売却を行い、収入を得る。	○	
	余熱供給	場内利用に伴う給湯等を行う。		○
		隣接する余熱利用施設「シルクの杜」に熱供給を行う。		○
		余熱利用施設への熱供給に関する契約を締結する。	○	
	資源物の売却	資源物の搬出・売却を行う。 資源物の売価に伴う収入を管理する。	○	
		資源物の積み込み作業を行う。		○
	焼却残渣等の搬出	焼却灰・飛灰処理物の積み込み作業を行う。(灰クレーンの操作) ※ 灰積み込み時のアンモニア計測を含む。		○
		焼却灰・飛灰処理物・処理不適合物の搬出・処分を行う。	○	
	環境測定	ごみ質の測定分析を行う。	○	
		排ガスの測定分析を行う。	○	
		排水、灰等の測定分析を行う。	○	
		作業環境の測定分析を行う。		○
周辺環境(大気・水質・土壌等)の測定分析を行う。		○		
維持管理業務	維持管理に伴う計画の策定	施設の点検計画を策定する。		○
		機器の維持・補修計画を策定する。		○
		長寿命化計画の策定及び定期的な長寿命化計画の見直しを行う。	○	△ ^{※2}
	点検・検査	点検計画により施設の点検・検査(法定点検・自主点検)を行う。		○
	補修・修繕	維持・補修計画により機器、設備の補修・修繕を行う。		○
	消耗品・予備品の調達、管理	運転に必要な消耗品、予備品の調達、管理を行う。		○
市に必要な事務備品等の調達、管理を行う。		○		
施設性能の確認検査の実施	法定検査、機能検査、精密機能検査(第三者機関への委託)を実施する。		○	
その他業務	運営維持管理業務体制の構築	有資格者を配置し、運営維持管理業務に伴う業務体制を構築する。		○
	情報管理	運転管理、用役管理、維持管理、余熱利用管理、環境管理等の結果について記録するとともに、報告書等を作成し、市に報告する。		○
		各種記録のデータを管理・保管する。		○
		施設に関する情報発信を行う。	○	△ ^{※2}
	施設見学	施設見学及び行政視察に対応する。	○	△ ^{※2}
		見学設備(展示物、備品等)を充実させ、その維持管理を行う。		○
	住民説明	住民からの質問・苦情等に対し、説明等を行う。	○	△ ^{※3}
	建物、建築設備	建築物、その他付帯する建築設備、並びに道路、駐車場、外溝等の敷地について維持管理を行う。		○
清掃業務	施設内を清掃し、常に清潔に保つ。		○	
	外構、植栽等の維持管理(清掃・除草等)を行う。		○	
安全管理	作業環境の安全管理に努める。 施設の防火管理に努める。		○	

項目		内容	市	受注者
その他業務	警備	場内の警備体制を整備する。		○
	重機	点検及び燃料確保を行う。		○
		重機の確保・管理を行う。		○
	地元貢献	施設の運営において、市内雇用、市内企業の積極的な活用を行い、地元イベントへの参加等により地域社会との共生に努める。		○
事業期間終了時	施設の解体撤去等を円滑に進めるため、運営期間終了時点で施設内の残留物(各種用役、受注者が所有する各種物品)について、排出・処分を行い、残留物の低減化を図る。		○	

※1 平常時は受注者が対応し、高度な判断や指導が必要な場合については市が対応する。また、受注者は市が実施する搬入物確認検査において必要な支援を行う。

※2 受注者は必要な支援を行う。

※3 受注者は初期対応及び必要な支援を行う。

(3) 特別目的会社の設立

落札者は、速やかに本店住所地为奈良県橿原市とした特別目的会社を設立し、市とこの特別目的会社において本事業の事業契約を締結すること。

(4) 運営維持管理業務の準備業務等

落札者は、事業準備期間開始までに、事業準備期間における本件施設の視察及び書類確認の計画書（以下「学習計画書」という。）を提出し、市に確認を受けること。

また、受注者は、運営期間中の本件施設の運営維持管理の考え方並びに事業初年度における運営維持管理業務に係る運営マニュアル、運営維持管理計画、修繕計画書、財務計画書（以下「事業実施計画書」という。）及び運営期間における事業実施計画書及び緊急事態が発生した際の事業継続計画書を提出し、市に確認を受けること。学習計画書及び事業実施計画書及び事業継続計画書に記載すべき項目は、募集要項に示す。

(5) 運営維持管理業務

受注者は、以下の業務を自らの責任と費用において実施すること。

① 受入管理業務

ア. 処理対象物の受入

受注者は、搬入車両の確認及び車両誘導等を行い、搬入された処理対象物を適切にごみピットに受け入れること。

イ. 処理対象物の確認

受注者は、搬入された本件廃棄物の処理不適物の混入について確認すること。また、市が定期的に処理不適物の混入について確認する搬入物確認検査において必要な支援を行うこと。

ウ．処理不適物の保管

受注者は、本件施設において発生する処理不適物を本件施設内の市が指定する場所に保管すること。

② 運転管理業務

ア．処理対象物の適正処理

受注者は、募集要項に示された環境関連の法規制や施設基準値等を遵守し、処理対象物の焼却処理を適正に行うこと。

イ．用役の確保

受注者は、本件施設の運転管理に必要な業務（燃料、薬剤等の用役調達を含む）を実施すること。また、本件施設において使用する電力、上水道について、電気事業者、上水道事業者との契約を行い、料金を支払う。受注者が必要となる通信、テレビ受信についても、同様とする。

なお、受注者は、「橿原市電力の調達に係る環境配慮方針」第6条に規定する入札参加資格を有する電気事業者から電力を調達すること。

ウ．発電業務

受注者は、焼却処理に伴いボイラで発生させた蒸気を蒸気タービンに送気して発電すること。なお、余剰電力については市が売却等（売電収益は市に帰属する）を行うことから、受注者が市と協議の上、発電計画の立案を行うこと。また、本件施設は令和6年度より容量市場へ発動指令電源としての参入（収益は市に帰属する）を予定している。発電計画及び発動指令時において、受注者は市が締結する容量提供契約を全うできるよう対応すること。

エ．電力及び熱の供給

受注者は、本件敷地内の収集業務課へ安定的に熱供給（温水等）及び電力供給を行うこと。また、隣接する市の余熱利用施設「シルクの杜」へ安定的に熱供給（温水媒体）を行うこと。

オ．焼却残渣等の搬出

受注者は、本件施設において発生する焼却残渣（焼却灰・飛灰処理物）を市が指定する車両等に積込みを行うこと。資源物については市が指定する場所に保管し、搬出の際には市が指定する車両に積込むこと。また、焼却炉内で発生したクリンカについては、市が指定する寸法以下に破碎し、灰ピットまで搬送すること。なお、排水処理設備等において発生する汚泥・スラッジ等については、本件施設内において処理できる。

③ 維持管理業務

ア．維持管理

受注者は、本件施設の機能を維持するために必要な定期点検・整備、各種修

繕・補修、更新等を行うこと。なお、本件施設の維持管理に必要な業務（消耗機材、予備品の調達・管理を含む）を実施すること。

イ．大規模修繕

市は、本件施設のこれまでの運営状況等から、法令変更等に伴う改造工事を除き、土木、建築の主要構造物の一種以上について行う過半の修繕及び設備、配線、配管等の全面的な更新（以下「大規模修繕工事」という。）は発生しないものと想定していることから、受注者は、運営期間中に大規模修繕工事が発生しないように各種計画を策定し、維持管理を行うこと。ただし、運営期間中において、受注者は、著しい技術的な革新等により本件施設で採用した技術の陳腐化等が認識できる場合は、大規模修繕工事を伴う改良工事等を提案することができる。市は、かかる提案がされた場合は、受注者と改良工事等の可否、内容及び条件等について協議する。

ウ．灰溶融炉の維持管理

受注者は、灰溶融炉の維持管理を行う必要はない。ただし、集じん灰処理装置や電気設備等の焼却処理や施設利用において必要である又は影響を及ぼす設備については維持管理を行うこと。

エ．特定部品の調達等

受注者は、本件施設の施工企業から調達が必要となる特定部品については、その調達及び当該部品の定期点検、修繕について、市と施工企業との協定に基づき調達できる。

オ．施設機能検査の実施

受注者は、本件施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、本件施設の機能状況等につき、機能検査を毎年 1 回以上、第三者機関に委託することによる精密機能検査を 3 年に 1 回以上行うこと。また、関連法令等に基づく法定点検を実施すること。

④ その他業務

ア．運営維持管理体制の構築

受注者は、本事業の遂行に必要な有資格者を関係機関への届出期間及び引継ぎ期間等を考慮の上確保し、本件施設を適切に運転するための運営維持管理体制を構築すること。

イ．事業活動に伴い発生する廃棄物の処理

受注者は、焼却炉の築炉整備により生じるレンガくず等、本件施設の運営維持管理業務の事業活動において発生する廃棄物（焼却残渣等を除く）を関連法令等に基づき適切に処理すること。

ウ．許認可取得への協力

受注者は、市が本事業を実施する上で必要となる許認可等を取得するにあた

り、必要な協力を行うこと。

エ. 官庁等への各種提出書類の作成

受注者は、市が行う官公庁等への各種資料提出にあたり、資料等を作成すること。

オ. データの保管及び報告書の作成等

受注者は、本件施設の運営維持管理業務に係る日報、月報、年報を作成し、履歴情報、コストデータ、その他市が業務監視を行うために必要なデータの保管及び報告書の作成を行うこと。

カ. 見学に関する業務

受注者は、令和7年3月末までに小学4年生を主な対象とした環境教育に資する啓発ツールの充実を図り、これらを含め本件施設の見学設備（展示物、備品等）の維持管理を行うこと。また、市が対応する本件施設の見学及び行政視察に関して、必要な支援を行うこと。

キ. 建物、建築設備等の維持管理

受注者は、本件施設の建築物、その他付帯する建築設備、本件敷地内（収集業務課が所管するものを除く）の道路・駐車場・外溝・外灯・地下埋設物の工作物等について維持管理を行うこと。

ク. 清掃及び植栽等の管理

受注者は、本件施設の清掃、本件敷地内の清掃（収集業務課が所管するものを除く）、本件敷地内の植栽の管理等の業務を生活環境及び景観に配慮して実施すること。

ケ. 作業環境の測定

受注者は、本件施設内の作業環境の測定分析を行い、作業環境の保全に努めること。

コ. 安全衛生管理及び警備

受注者は、本件施設及び本件敷地内（収集業務課が所管するものを除く）の安全衛生管理及び警備業務を行い、防災・防犯に努めること。

また、本件業務の遂行にあたり、新型コロナウイルスを始めとする各種感染症が本件施設内に蔓延しないよう対策を行うこと。仮に本件施設内で感染症が蔓延した場合においても、本件業務を継続できるよう事業継続計画書を策定すること。

サ. 防火管理

受注者は、本件施設及び本件敷地内（収集業務課が所管するものを除く）の防火管理を行うこと。

シ. 重機

受注者は、本件施設の運営維持管理業務に必要とされる重機を自ら確保し、その維持管理を行うこと。

ス. 市内雇用・市内企業の活用

受注者は、地域社会との共生に努め、市内雇用、市内企業の積極的な活用を行うこと。

セ. 関連事業等への協力

受注者は、本件施設及び本件敷地内並びに周辺での市及び関係団体が行う事業等に対し、市の要請に基づき協力すること。

ソ. 市が行う環境配慮活動への協力

受注者は、運営維持管理業務に際し、橿原市環境基本条例を遵守するとともに、市が実施する環境配慮活動に対し必要な支援を行うこと。

タ. 市が使用する設備の維持管理

市は、I. 3「市が実施する業務の範囲」に示す業務、III. 3「市による事業の実施状況の監視」に関する業務等を実施するため、管理棟・計量棟・駐車場等を使用するが、これらの設備の維持管理及び電力・水道等の調達についても受注者が行うこと。

チ. 施設の利用に関する建物管理業務等

本件施設において、事業担当課以外の者にも建物の有効活用のため空き居室等を利用させており、現在は「橿原市上下水道部」及び「大和高田市上下水道部お客様センター」が使用している。受注者は、使用される居室の清掃、室内の建物設備の維持管理、廊下やトイレ、エレベーター等の共用部分の維持管理、電気や水道等の用役の提供等の業務を、使用者の執務に支障が生じないように行うこと。

ツ. その他

受注者は、本件施設の運営維持管理業務を実施するにあたり、市が運営期間開始時に引き渡す消耗品、予備品、並びに貸与機器等を使用することができる。

(6) 事業期間終了時の取扱い

市は、本件施設について令和19年度までの稼働を予定している。事業期間終了後に市が解体撤去等を円滑に進めるため、受注者は市と協議の上、事業期間終了時点で本件施設内の残留物(各種用役、受注者が所有する各種物品)について、受注者自らの費用で排出・処分を行い、残留物の低減化を図ること。

なお、市の新たな施設整備の方針によって、本件業務への影響や新たな作業が生じる可能性がある。これらについて、受注者は協議に応じること。

3 市が実施する業務の範囲

市は、以下の業務を自らの責任と負担において実施する。

(1) 処理対象物となる一般廃棄物の搬入

市が収集する一般廃棄物で、処理対象物となるものを本件施設に搬入する。

(2) 本件廃棄物の受付

市は、計量棟において本件施設に搬入された本件廃棄物の受付業務（記録・確認・料金收受等）を行う。なお、ごみ処理に係る手数料は、市に帰属する。

(3) 処理不適物の搬出・処理・処分

市は、処理不適物を搬出・処理・処分する。

(4) 焼却残渣(焼却灰・飛灰処理物)の搬出・処分

市は、本件施設から発生する焼却残渣(焼却灰・飛灰処理物)を搬出・処分する。

(5) 資源物の搬出・売却

市は、資源物を搬出・売却する。

(6) 運転管理業務に伴う環境計測

市は、本件施設の運転管理に伴う環境計測（ごみ質、排ガス、排水、灰、周辺環境（大気、水質、土壌等）測定分析）を実施する。

(7) 事業の実施状況の監視

市は、受注者により実施される運営維持管理業務の実施状況について、監視を行い、本件施設の維持管理の方法について受注者と協議し、必要に応じて事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう求めることができる。実施状況の監視は、本件施設に備えられた測定機器から得られる諸データや受注者から提出される各種実績報告書等を用いて行う。また、市は、必要に応じて、本件施設に係る計測及び分析を行うことができる。

市は、自ら又は第三者に委託することにより、本件施設の運転性能を確認する。

(8) 苦情等に対する対応

市は、本件施設に関する住民等からの苦情等に対し、速やかに対応を行う。

また、市は必要に応じ、受注者に対して協力要請を行うことができる。

(9) 見学者及び行政視察への対応

市は、本件施設の見学や行政視察等への対応を行う。

(10) 委託費の支払

市は、本件施設の運営維持管理業務に要する対価（以下「委託費」という。）を運営期間にわたり受注者に支払う。委託費支払方法は、添付資料②「委託費支払方法の概要」のとおりである。なお、支払条件等の詳細については、募集要項(事業契約書(案))

に示す。

(1 1) 余剰電力の売却

市は、余剰電力の売却を行う。なお、余剰電力の売却に伴う収入は、市に帰属する。

(1 2) 電力価値の売却

市は、容量市場へ発動指令電源としての参入を予定している。また、前述電力価値を含め、その他電力価値の売却に伴う収入は、市に帰属する。

(1 3) 余熱利用施設の熱供給

市は、必要に応じて市と熱需要者との間で熱供給契約を締結する。この場合、熱供給に伴う収入については、市に帰属する。

(1 4) ごみの減量化、資源化の啓発・普及

市は、市民に対して広報活動及び啓発活動を行うことにより、ごみの減量化と資源化を推進するとともに、本件施設への処理不適物の混入を未然に防止するよう努める。

II 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定スケジュール（予定）

民間事業者が募集要項に規定する本事業に参画するに足る資格を有していることを条件に、総合評価一般競争入札によって事業者を選定する。

現在、計画している民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、以下のとおりである。

No.	項目	日程
①	入札公告	令和5年 5月
②	募集要項（第1部）の公表	令和5年 5月
③	募集要項（第1部）質疑の受付	令和5年 6月
④	募集要項（第1部）質疑に対する回答	令和5年 6月
⑤	参加資格確認申請書の受付締切	令和5年 6月
⑥	参加資格確認結果の通知	令和5年 6月
⑦	募集要項（第2部）の配布	令和5年 6月
⑧	本件施設の視察及び参考資料の閲覧	令和5年 7月
⑨	視察等を踏まえた質疑の受付	令和5年 7月
⑩	視察等を踏まえた質疑に対する回答	令和5年 7月
⑪	募集要項の改訂内容の通知（必要な場合）	令和5年 7月
⑫	対話の実施	令和5年 8月
⑬	入札書類（技術提案書・事業計画書等）の提出	令和5年 9月
⑭	総合評価の実施	令和5年 10-11月
⑮	落札者の決定	令和5年 11月
⑯	基本協定締結	令和5年 12月
⑰	特別目的会社の設立	令和5年 12月～ 令和6年 2月
⑱	事業契約締結	令和6年 2月

2 応募者の参加資格要件等

入札に参加する企業又は応募グループ（以下「応募者」という。）は、以下の資格要件を全て満たすこと。また、市は応募者の資格を確認するため、資格審査を行う。

（1） 応募者の構成

- ① 応募者は、本件施設の運営維持管理業務等を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。また、応募者は、応募企業、応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）、協力会社（応募企業又は構成企業以外の者で、

事業開始後、受注者から運営維持管理業務の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。)が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。

- ② 応募企業又は構成企業は、特別目的会社に出資を行い、本店住所地为奈良県橿原市とした特別目的会社を設立すること。
- ③ 応募グループにあつては構成企業から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業は代表企業を兼ねること。
- ④ 代表企業及び構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 応募企業又は構成企業が、他の応募企業又は構成企業となることは認めない。
- ⑥ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 8 項に規定する関係会社に該当する各法人は、それぞれ他の応募者として参加することはできない。
- ⑦ 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 応募者の参加資格要件等

① 参加資格に関する要件

応募者は、以下のすべての要件を満たすこと。

- ア. 応募企業又は構成企業は、令和 5 年度橿原市入札参加資格者名簿に登載されている者であつて、本事業の資格審査申請書等の提出日から基本協定締結の日までの期間に、橿原市入札参加資格停止要綱（平成 14 年 11 月 1 日告示第 208 号）による入札参加資格等の停止措置を受けている者でないこと。
- イ. 橿原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成 24 年 7 月 18 日告示第 175 号）に基づく措置要件に該当する者でないこと。
- ウ. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- エ. 本件資格審査書類提出日以前 2 年以内に電子交換所（旧：手形交換所）による取引停止処分を受け、又は 6 ヶ月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出していない者であること。
- オ. 会社法（平成 17 年法律第 86 号、以下同じ。）施行前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、会社法第 511 条に基づく特別精算開始の申立て、旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、

又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、旧会社更生法又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。

カ．本事業に関する市の発注支援業務を受注した一般財団法人日本環境衛生センター及び同法人が本業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面で関係がある者でないこと。

資本面で関係のある者とは、一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合をいい、人事面で関係のある者とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

キ． 3.（1）「委員会の設置」に記載する「橿原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会」の委員と現在、利害関係又は雇用関係のある者でないこと。

ク．法人税、消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納している者でないこと。

② 業務実績に関する要件

応募者は以下のすべての要件を満たすこと。なお、応募グループで参加する場合は、構成企業全体で以下のすべての要件を満たすこと。

関連設備	要件
焼却炉	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体^{※1}が管理する一般廃棄物処理施設で全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）の運転・維持管理業務（定期修繕を含む）^{※2}の元請実績^{※3}を有すること。 ・地方公共団体が管理する一般廃棄物処理施設で全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）のボイラ及び復水式タービン（1,000kW 以上）の運転・維持管理業務（定期修繕を含む）の元請実績を有すること。

※1 地方公共団体とは、地方自治法第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

※2 全連続燃焼式焼却炉（ストーカ炉）の維持管理業務とは、ストーカ本体の取替業務を含むストーカ式焼却炉の機能の回復を図る業務をいう。

※3 元請実績とは、自ら又は自らが構成企業となって設立した特別目的会社が、地方公共団体から直接に業務を請け負った実績をいう。

3 応募者の審査及び事業者の選定

応募者の審査及び選定については、以下の落札者決定基準及び落札者決定方法に従い行う。

(1) 委員会の設置

市は、「檜原市執行機関の附属機関に関する条例」第2条の規定に基づき、「檜原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）を設置する。

(2) 落札者決定基準

落札者決定基準は、非価格要素と価格要素について定め、その詳細は募集要項に示す。

(3) 落札者の決定方法

落札者は以下の手順で決定する。評価方法等の詳細は募集要項に示す。

① 第1段階：資格審査

資格審査は、応募者から提出された資格審査申請書等を基に、応募者が2.(2)「応募者の参加資格要件等」に示した要件を満たすことの確認を行う。審査に合格となった応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格審査に参加できる。

② 第2段階：非価格要素審査及び価格審査

非価格要素審査では、応募者の提案のうち、落札者決定基準に沿った視点で事業者選定委員会において評価を行い、非価格要素点を算定する。非価格要素の審査基準や点数化の方法等については、募集要項に示す。

価格審査では、入札書に記載の金額が予定価格以下であることを条件に、算定式に基づき価格点を算定する。価格の点数化方法については、募集要項に示す。

③ 第3段階：総合評価

②の非価格要素点と価格点を合わせて総合評価点を算定する。総合評価点の算定方法等については、募集要項に示す。

(4) 落札者の決定

市は、事業者選定委員会での審査結果を踏まえ、最も高い総合評価点を得た応募者を、落札者とする。

(5) 審査結果の公表

市は、落札者の決定後、落札者及び審査結果を取りまとめて公表する。

4 応募に係る提出書類

応募者は、応募書類として以下の書類を提出すること。なお、各書類の詳細について

は、募集要項に示す。

(1) 資格審査申請時の提出書類

- ① 審査確認申請書類
- ② 入札参加資格確認資料

(2) 資格審査合格後の提出書類

- ① 技術提案書
- ② 事業計画書
- ③ 入札書

5 応募者に対する情報等の提供

(1) 資料等の提供及び閲覧等

資格審査を通過した応募者は、守秘義務にかかる誓約書を提出することを前提として、市の保有する本件施設に関する資料のうち、市が必要と判断する資料の提供を受けること及び閲覧することができる。なお、各資料の詳細については、募集要項に示す。

(2) 本件施設の視察等

資格審査を通過した応募者は、市が必要かつ合理的と認める方法により本件施設を視察することができる。なお、本件施設の視察の詳細については、募集要項に示す。

6 落札後の手続き

(1) 基本協定の締結

市と落札者は、落札後、基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、本店住所地为奈良県橿原市とした特別目的会社を速やかに設立すること。なお、応募企業及び構成企業以外のものからの特別目的会社への出資は認めない。

(3) 契約の詳細協議

市と落札者は、事業契約締結のために契約内容の詳細について協議する。

(4) 契約の締結

市は、特別目的会社と本事業にかかる事業契約を締結する。

(5) 事業準備期間

落札者及び受注者は、落札者が市に提出し確認を受けた学習計画書に基づいて、市が保有する本件施設に関する書類等の確認及び本件施設の視察を行う。また、落札者及び受注者は、本件施設に関して書面により質問することができ、市は、取扱説明書又は各種作業の報告書等、施工企業及び既存運営維持管理事業者等が提出した資料に記載されている範囲内で回答を行う。詳細については、募集要項に示す。

7 著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができる。

Ⅲ 受注者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 想定されるサービスの水準・仕様

受注者は、募集要項及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、運営期間中及びその後の施設解体時に支障が生じないように、本件施設の要求水準を満たし、適切な運営維持管理業務を行うこと。

2 想定されるリスク及び分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる者がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。

本件施設の運営維持管理業務の責任は原則として受注者が負うことになるが、市が責任を分担すべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

市と受注者のリスク分担は、原則として添付資料①「事業に係るリスク分担」の表によるものとし、その詳細については、募集要項に示す。

3 市による事業の実施状況の監視

(1) 基本的な考え方

市は、受注者による本件施設の運営維持管理業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、本件施設の運営維持管理状況の監視を行う。受注者は、運営期間中、本件施設の要求水準を満たせるよう、適切な運営維持管理業務を行うこと。落札者及び受注者は運営維持管理業務に関する考え方を示すため、事業準備期間及び運営期間における学習計画書及び事業実施計画書を提出し、市の確認を受けること。

(2) 運営段階

市は、受注者と毎年度本件施設の維持管理の方法について協議及び維持管理の状況を確認し、必要に応じて事業実施計画書を本件施設の現状に即した内容に改定するよう受注者に求めることができる。監視にあたっては、市は必要に応じ第三者機関よりアドバイスを求めることができる。

原則として、監視により確認された本件施設の運営維持管理業務の状態については公開される。また、本件施設の運営維持管理状態の監視により、事業契約で定められた要求水準を満たしていないと判断される場合には、市は受注者に改善を要求し、一定の猶予期間を設けた上で、委託費の減額等の措置を受注者に対して講じることができる。

(3) 事業期間終了段階

市は、本件施設について令和 19 年度までの稼働を予定しているが、市の新たな施設整備の方針によって、本事業への影響や新たな作業が生じる可能性がある。これらについて、受注者は協議に応じること。

IV 事業実施計画等の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

基本協定、事業契約、これに基づく事業実施計画等の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、市と受注者は誠意をもって協議する。この場合、協議の不調等による事業契約等に関する紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

V 事業の継続が困難になった場合の措置に関する事項

1 基本的な考え方

本事業では、事業契約等の規定に基づき、令和 20 年 3 月 31 日まで運営維持管理業務が適切に実施される必要がある。このため、事業契約書等には、事業期間において本事業の継続が困難になった場合（受注者の経営破綻、又はその恐れが生じた場合等）の責任の所在を明文化するとともに、その規定に従い対応する。

受注者がその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合、受注者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、市は受注者に一定の猶予期間を与え、受注者の事業遂行能力の回復を待つ。ただし、公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合、あるいは受注者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合には、市は、受注者との契約を解除し、本件施設の運営維持管理業務を実施するに当たっては新たな民間事業者を募集する。

なお、受注者は、本事業の事業契約解除後一年以内に、受注者が行った本事業の業務に起因して、性能未達事態が発生したこと又は本件施設の運営に係る施策に重大な支障が発生した場合には、受注者は自らの費用で補修等必要な対応を行うこと。

2 契約保証金等

市は、事業の継続が困難となった場合及び公共サービスに重大な遅延等のおそれがある場合、あるいは受注者の事業遂行能力の回復が事実上不可能であると判断される場合等を想定し、受注者に契約保証金を設定させ、かかる損害への担保とする。この場合、受注者又は出資企業が負う違約金債務等の責任限度の詳細については、募集要項に示す。

VI その他事業の実施に関し必要な事項

1 実施方針等に関する意見・質問の受付

実施方針・要求水準書（案）に関する意見・質問がある場合は、添付資料③「実施方針等に関する意見・質問書」を郵送、FAX 又は電子メールにより、下記の提出期間内までに提出すること。なお、電話等による問い合わせには応じないので留意すること。

[意見・質問書の提出先]

橿原市役所 環境部 環境政策課

(住 所) 〒634-8586 奈良県橿原市八木町 1-1-18

(F A X) 0744-24-9716

(E-mail) kankyoseisaku@city.kashihara.nara.jp

[意見・質問書の提出期限]

令和5年2月17日（金）17:00 まで

2 実施方針等に関する意見・質問への回答

意見・質問書に対する回答は下記日程で市のホームページに公表する。なお、提出のあった意見・質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うものであり、必ずしも全ての意見・質問について回答するものではない。

[意見・質問への回答]

令和5年3月10日（金） 予定

3 実施方針等の変更

実施方針・要求水準書（案）の公表後、意見・質問を踏まえ、実施方針の内容を見直し変更することがある。

事業に係るリスク分担

市と受注者とのリスク分担の概要は下表のとおりである。詳細は事業契約書に定める。

リスク項目	概要	分担	
		市	受注者
共通	制度・法令リスク	○	
	税制リスク	○	○
		○	
	物価変動リスク	○	○
		○	
	政治リスク	○	
	不可抗力リスク	○	
		○	○
	住民反対リスク	○	○
		○	
第三者賠償	○	○	
	○		
運営段階	性能リスク 委託費超過リスク	○	
			○
	施設・設備 損傷リスク	○	○
		○	
	不適正ごみ 混入リスク	○	○
		○	
	新技術等の導入	○	
			○
	ごみ量・ごみ質 変動リスク	○	
		○	
発電収入変動リスク	○	○	
	○		
事業終了段階での 施設の性能確保 ※ 契約期間満了時を除く		○	

※ ごみ量については、上限を本件施設の受入可能量とし、下限を 20,000 t として、これを逸脱した際は委託費について協議を行う。また、ごみ質については、DCS から得られる熱量データと市が実施するごみ質分析から得られるデータを総合的に勘案し、判断する。

委託費支払方法の概要

委託費支払方法の概要をまとめたもので、詳細は募集要項(事業契約書(案))において示す。

1. 委託費の構成と算出方法

1) 委託費の構成

市から受注者に支払う委託費は、固定費 1、固定費 2、変動費の合算として算出する。それぞれの費用の内容を以下に示す。

費用	内容
委託費	市から受注者に支払う委託費。以下の式により算出する。 (委託費) = (固定費 1) + (固定費 2) + (変動費)
固定費 1	委託費のうち、本件廃棄物の受入量に関わらず、本件施設の運営維持管理業務に伴って一定の費用が生じる固定的な経費。
固定費 2	委託費のうち、事業担当課以外が本件施設内の居室を、執務室利用する際の用役提供や維持管理に係る経費。
変動費	委託費のうち、本件廃棄物の受入量に応じて必要とする費用が変動する変動的な経費。 (変動費) = (変動費原単位※) × (本件廃棄物の受入量)

※ 変動費原単位：本件廃棄物の受入量、1t あたりの変動的な経費単価 (円/ t)。

2) 委託費の算出方法

委託費を構成する固定費 1、固定費 2、変動費は、以下の考え方にに基づき、落札者が入札時に提出した事業計画書における金額及びその計算根拠をもとに、具体的な数値を決定する。

費用	費用の考え方
固定費 1	以下の費用を含む。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転経費のうち電気料金等 (基本料金) ・ 日常点検、定期点検、部品等の調達、補修 (特定部品の調達を含む) にかかる経費 ・ 保険料等、その他固定的な経費

費用	費用の考え方
固定費 2	<p>事業担当課以外の利用者が本件施設で執務を行う範囲の以下の費用を含む。</p> <p>なお、固定費 2 は想定する利用範囲の居室を全て執務室利用したとして落札者が提示した金額を基準とし、実際の利用面積に応じた率を乗じてその費用を算出する。1 円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金、水道料金（実際の使用量が把握できないため、募集要項に示す光熱水使用見込量を参考としてそれぞれ算定した費用により、固定的に取り扱うこと。） ・日常点検、定期点検、補修、その他固定的な経費（固定費 1 に含むものを除く。） <p>執務室利用がされていない場合でも必要となる経費は固定費 1 に含む。</p>
変動費	<p>以下の費用を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転経費のうち、電気料金（従量料金）、用役費（燃料費・水道料金等）

2. 委託費の支払方法

市は、委託費として固定費 1、固定費 2、変動費を受注者に月に 1 回支払う。

3. 物価上昇等の経済変動に関する委託費の見直し

事業期間における物価上昇等の変動可能性のある経済要素については、原則、以下の考え方に従い、委託費へ反映させる。

- ①委託費の見直しは、毎年 10 月に前年 9 月から当該年 8 月までの評価指標と前々年 9 月から前年 8 月までの評価指標を比較して行う。なお、各評価指標は年間（9 月から 8 月まで）の 1 ヶ月あたりの平均値を用いる。
- ②委託費の見直しに関して、各対象費用の改定指数を評価指標の変化率より算出し、それぞれごとに±1.5%の許容範囲を置く。許容範囲については、初回は初期値（令和 4 年 9 月から令和 5 年 8 月までの評価指標）に対して、以降は各対象費用の直近の見直し後の評価指標に対して適用する。
- ③委託費の見直し時点から大幅に乖離が生じた場合、市と受注者は協議により変動要素の見直しをすることができる。ただし、市による毎月の業務完了検査が完了した金額についてはこの限りではない。
- ④見直しに係る改定指数は、事業契約書において対象費用ごとに評価指標を定め、対象費用、費目ごとに、評価指標の増減率と加重比率をそれぞれ乗じて得られた

値を合計して求める。

⑤①から④による委託費の見直し以外の見直しが必要と市が認めた場合、市と受注者は協議できる。

4. 委託費の減額

事業契約書に定める事案が発生した場合に、発生した事案ごとに減額金額の計算方法により金額を算出し、合計した金額を委託費より差し引く。

減額金額は1日単位で計算し、毎月の委託費の支払時に精算する。なお、減額について1円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てる。

意見・質問 [/]

**第Ⅱ期クリーンセンターかしはら長期包括運営委託事業
実施方針等に関する意見・質問書**

1 提出者

提出者： (企業名)
(担当者名)
連絡先： (所在地)
(電話番号)
(FAX 番号)
(E-mail)

2 意見・質問等の内容

番号※1	区分※2	文書名	頁	項目番号	項目名	内容
1	意見 質問					
2	意見 質問					
3	意見 質問					
4	意見 質問					
5	意見 質問					

※1 複数枚になる場合、2枚目以降の番号は通し番号を付すこと。

※2 区分欄は「意見」・「質問」の区別がつくように記載すること。